

開設後 賃借料・用地借上費補助について

こちらに記載した内容は、募集要項作成（2026年6月）時点のものになります。補助の内容は国や東京都の補助事業を活用したものであり、今後、国や東京都の補助事業の内容に応じて変更する可能性があります。

補助金については、2027年3月議会における2027年度予算の承認をもって、かつ、その予算の範囲内での交付となります。

あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。

自己所有物件型

1 補助対象事業

運営事業者が確保した土地（賃借）に、建物を建設して保育所を新設する工事、または既に存在する建物（自己所有物件や購入物件）を改修し、認可保育所を新設・運営する事業

2 補助対象経費

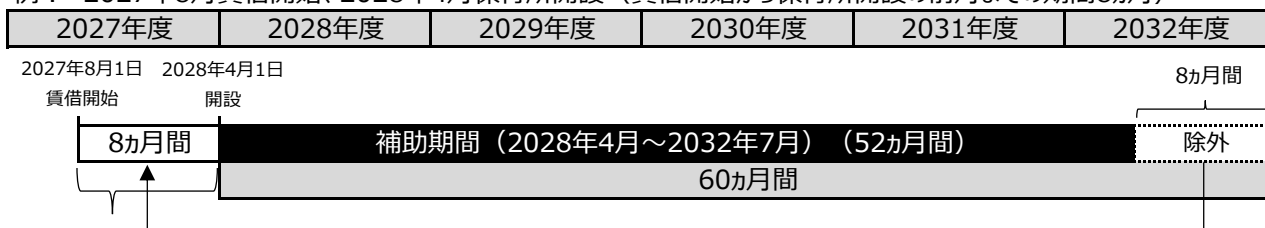
用地借上費

3 補助期間

開設後5年間（2028年度～2032年度）

ただし、土地賃借開始から開設までの期間は、整備費補助の土地賃借料加算にて補助されるため、当該月数は、補助最終年度に補助期間から除外されます。

例： 2027年8月賃借開始、2028年4月保育所開設（賃借開始から保育所開設の前月までの期間8ヵ月）



整備費補助の土地賃借料加算にて別途補助

4 補助額

次の【①補助対象経費】と【②補助基準額】を比較し、いずれか少ない額に補助率7/8を乗じた額（千円未満 切捨）

①補助対象経費：上記2の費用額

②補助基準額：5,000,000円

※ 算出例（2027年8月賃借開始、2028年4月保育所開設、用地借上費6,000,000円）

①補助対象経費（各経費は年額です。）

（単位：円）

項目	金額
用地借上費	6,000,000
合計	6,000,000

②補助基準額

（単位：円）

項目	金額
補助基準額	5,000,000

<選定額>

① > ② のため、低い額①を選定 → 選定額：5,000,000円

<補助額>

選定額：5,000,000円 × 7/8 = 4,375,000円（千円未満 切捨）

補助額

4,375,000円

※ 2032年度は、4ヵ月分が補助対象となるため、4,375,000円 × 4/12 = 1,458,300円（百円未満 切捨）

賃貸物件型

※公定価格（賃借料加算）に加えて、下記内容を別途補助します。

1 補助対象事業

運営事業者が確保した建物（賃貸物件）を、改修工事し、認可保育所を新設・運営する事業

2 補助対象経費賃借料から※公定価格（賃借料加算）の額を控除した額

※ 施設の定員数に応じた単価に、入所児童数を乗じた金額

2026年度当初 賃借料加算 単価表

定員（名）	単価／名
61～70	7,100円
71～80	7,900円
81～90	7,100円
91～100	6,200円

3 補助期間

開設後5年間（2028年度～2032年度）

4 補助額次の【①補助対象経費】と【②補助基準額】を比較し、いずれか少ない額に補助率7/8を乗じた額（千円未満 切捨）

①補助対象経費：上記2の費用額

②補助基準額：45,000,000円

※ 算出例（定員：100名、入所率100%、賃借料10,000,000円）

①補助対象経費（各経費は年額です。）

(単位：円)

項目	金額
賃借料	10,000,000
公定価格（賃借料加算）	100名 × 6,200円 × 12ヵ月 = △ 7,440,000
合計	2,560,000

②補助基準額

(単位：円)

項目	金額
補助基準額	45,000,000

<選定額>

① < ② のため、低い額①を選定 → 選定額：2,560,000円

<補助額>

選定額：2,560,000円 × 7/8 = 2,240,000円（千円未満 切捨）

補助額**2,240,000円**